

令和7年度 しずおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業） 企画・運營業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨等

本市を含む静岡県中部地区にある5市2町（静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）は、圏域で共通している人口減少などの課題に向けた取組みとして、しずおか中部連携中枢都市圏を形成し、圏域の一体的な発展を目指している。

本事業は、圏域内のＪＲ沿線主要駅付近において、イルミネーション等の設置を含む賑わい創出を目的としたイベントを実施し、これを一体的にＰＲすることで各駅周辺（中心市街地）の活性化を図るものである。

焼津市では、活力ある産業とにぎわいのあるまちづくりを目指し、焼津駅周辺の活性化とにぎわい創生を目的とした冬季の集客イベントとして、ライトアップ・イルミネーション事業を実施することとし、事業の実施にあたっては、しずおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業）企画・運營業務委託として公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

本要領は、本事業のプロポーザルに係る募集事項に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うために必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の概要

（１）委託業務名

令和7年度 しずおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業）企画・運營業務委託（以下「本業務」という。）

（２）委託期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

（３）業務内容

別紙「令和7年度 しずおか中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業）企画・運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（４）概算事業費（業務規模）及びその内容

12,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

- ①ＪＲ焼津駅南口駅前広場への装飾を施したシンボルツリーの設置、運営に係る経費
- ②点灯式の企画、運営に係る経費
- ③その他企画の実施に係る経費
- ④広報媒体を活用した周知・広報活動に係る経費
- ⑤事業実施後の評価や効果測定、検証等に係る経費
- ⑥各種許可及び使用申請等の手続きに係る経費
- ⑦本業務全体の運営管理と実績報告に係る経費

※本業務は、上記金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではない。

※悪天候や災害など不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合、市と受託者が協議したうえで契約前または業務履行中に業務内容、契約金額等を変更する可能性がある。

（５）契約保証金について

免除

(6) 支払条件

本業務完了後に一括して支払う

(7) 事業所管課・担当

焼津市役所 経済部 商工観光課 まちなか活性化推進室（担当：名木、片岡）

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎 6 階

電話：054-626-1175 FAX：054-626-2194

メールアドレス：shoko@city.yaizu.lg.jp

3 資格要件

本業務の企画提案競争に参加する者は、本業務を実施するに当たり必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たし、様式第1号「参加表明書」等を提出後、市から様式第4号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた者に限る。

(1) 企画提案書等の提出時において、焼津市から入札参加資格停止の処置を受けていないこと。

(2) 焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務 2023年4月1日版）の第19（入札に参加する資格のない者）を準用し、この条項の全てに該当しないものであること。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/documents/3941/buppinekimunyuusatukokoroe20230401.pdf>

(3) 過去10年間（平成27年度～令和6年度）において、公共事業、民間事業を問わず、同様の業務の実績を有していること。

4 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限 令和7年7月9日（水）午後5時（必着）

(2) 提出場所 2-（7）に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 提出書類

ア 様式第1号「参加表明書」

イ 様式第2号「会社概要」及び会社パンフレット

ウ 様式第3号「事業実績書」

エ 法人・商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より3カ月以内のもの。）

オ 財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書、いずれも終了した直近の事業年度のもの。）

カ 納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の3）

キ 印鑑証明書（写し可。代表者印の印鑑証明書 発行日より3カ月以内のもの。）

ク 共同企業体の設置に関する協定書（写し可。共同企業体のみ）

※なお、焼津市競争入札参加資格者の資格に関する要綱に基づき、令和7年6月1日時点で有資格者名簿に登録をしている者については、上記エからキは省略することができる。

5 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和7年7月11日(金)までに様式第4号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して7日(祝日等を除く)以内に、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。
- (3) 提出書類に不備等があった場合には失格とする。

6 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第7号「プロポーザル参加辞退届」を令和7年7月29日(火)午後5時(必着)までに、2-(7)の事業所管課へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは受けない。

7 質問の受付及び回答

説明会は開催しない。質問は、様式第6号「質問書」により焼津市経済部商工観光課へ電子メールで提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

- (1) 提出期日 令和7年6月27日(金)午後5時まで
- (2) 提出先 【商工観光課】 shoko@city.yaizu.lg.jp
- (3) 回答方法 令和7年7月4日(金)までに取りまとめ、質問者を伏せて、参加表明のあったもの全員に電子メールで送付する。必ず電子メールの受信を確認すること。なお、必要に応じて質問内容を伏せる場合がある。

8 企画提案書等の提出

本実施要領、仕様書を十分把握した上で、企画提案書は以下の構成とし、書類を提出すること。

章	項目	記載内容等
第1章	事業実績	過去10年間における業務及び貴社事業の実績を示し、その特徴及び成果等を記述すること。【様式第3号】
第2章	業務実施体制	・本業務の管理責任者・人員配置等の実施体制を記述すること。 ・業務工程を具体的に記述すること。 ・業務全般のスケジュールを示すこと(スケジュールは工程別に記載すること)。
第3章	実施方針	仕様書に基づき目的や条件等を踏まえ、本業務に対する貴社の基本的な考え方及び実施取組方針等を具体的に記述すること。
第4章	仕様書業務内容に関する企画提案	仕様書業務内容に関する企画提案を記述すること(適格性、独創性及び実現性のある内容とすること)。※関係法令の適合性、法令に基づく届出・許可申請等の要否について予め確認をすること
第5章	費用、その他	本業務の費用(明細を記入した見積書)、その他(会社概要など参考資料)

- (1) 提出期限 令和7年7月29日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 焼津市経済部商工観光課に持参又は書留郵送により提出すること。
- (3) 提出書類

①企画提案書等提出届兼誓約書（様式第5号）	1部
②添付書類（A4判 最新の財務諸表 ※様式5の添付書類）	1部
③企画提案書一式	9部※

 - ・企画提案書（A4判任意様式、図面等はA3判折込可）
 - ・事業実績書（様式第3号）
 - ・見積書（A4判任意様式 事業総額、消費税別記、内訳明細書記載）

④会社概要（パンフレット等） 9部

※仕様書に記載の事項は、必ず盛り込むこと。

※片面印刷とし、上記③企画提案書一式（企画提案書から見積書まで。会社概要のパンフは除く。）を30ページ以内とすること。

※各ページの下中央に通し番号を振ること。
- (4) 提出上の注意事項
 - ①見積書作成にあたっては、見積もった金額に消費税及び地方消費税（100分の10に相当する額）を加算し、その額を見積書に記載すること。
 - ②提出期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由でも選定されない。
 - ③企画提案書は、1応募者につき1提案とする。
 - ④企画提案書等の提出期限後の差し替え、削除、再提出は認めない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
 - ⑤提案に関する費用は、事業者の負担とする。
 - ⑥提出された書類は、採用、不採用に係わらず、返却しない。

9 選定方法等

- (1) 審査体制

本業務の受託者選考にあたっては、市職員で組織する「中部連携事業（焼津市ライトアップ・イルミネーション事業）企画・運營業務委託プロポーザル審査委員会」で審査を行い、優先交渉権者を選定する。
- (2) 企画提案書の内容及び審査基準

審査委員会は、提案内容や提出書類について、表1の審査基準をもとに100点満点で審査し、合計点数により、最高得点者を優先交渉権者として特定する。合計点が同じ場合は、出席委員の多数決により決する。
- (3) 最低基準点について

評価点合計満点の5割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者選定の対象から除外する。
- (4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施し、審査を行う。

表 1 審査基準

章	審査事項	審査基準	配点
第 1 章【5点】 事業実績	事業実績	・過去10年間（平成27年度～令和6年度）の類似事業実績や特徴など。	5点
第 2 章【10点】 業務実施体制	運営執行体制 安全対策	・業務全般のスケジュール ・交通事故、悪天候等への対策なども考慮し、適切な運営体制が講じられているか	10点
第 3 章【10点】 実施方針	実施方針	・本業務に対する考え方や取組方針が具体的に記述されているか。	10点
第 4 章【60点】 企画提案	企画内容	・企画のテーマ ・点灯式も含め、話題性に富み、趣向を凝らした装飾や演出等のデザイン・企画で、市民や来街者に対して魅力的なものか。 ・実施後の事業評価や検証について	50点
	周知、広報	・効果的に多くの方への周知や広報ができるか。	10点
第 5 章【15点】 費用・その他	費用の妥当性	・経済性の判断、企画内容と費用とのバランス	5点
	その他	・資料や説明内容に関する分かりやすさ	10点
合 計			100点

（5）失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載または重大な不備があると認められる者
- ②参加資格に違反しているまたは適合しない者
- ③個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為を行った者
- ④審査員又は担当職員に本企画に対する助言を求めた場合
- ⑤提案に対して談合等、不正行為があった場合

（6）選定結果の通知

- ①優先交渉権者へは、応募提案が選定されたことを書面で通知する。
- ②優先交渉権者として選定されなかった応募提案者へは、選定されなかったこと及びその理由を書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 契約に関する条件

優先交渉権者と契約交渉を行い、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

11 審査委員会（プレゼンテーション）

- （1）開 催 日 令和7年8月5日（火）午後1時30分～

- (2) 会 場 焼津市役所本庁舎 5 階 会議室 5 B
- (3) 時 間 追って通知する。
- (4) 参加人数 3 人以内とする。なお、体調不良等やむを得ない事情がある場合を除き、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。
- (5) 注意事項
 - ①発表の順番は抽選とする。
 - ②プレゼンテーションは企画提案書の記載内容を逸脱しないこと。

R7イルミネーション プロポーザルスケジュール（案）

内容	期間、期日
公告	令和7年6月13日（金）
質問受付期間	6月13日（金）から6月27日（金）午後5時まで
質問回答期限	7月4日（金）までにメールで回答
参加の表明	6月13日（金）から7月9日（水）午後5時まで
参加資格決定通知	7月11日（金）まで
参加表明後の辞退	7月29日（火）持参又は書留郵便で午後5時まで
企画提案書等の提出期限	7月29日（火）持参又は書留郵便で午後5時まで
審査委員会（プレゼンテーション）	8月5日（火）午後1時30分～
審査結果（優先交渉権者等）の通知	審査から概ね5日以内
委託業務の契約締結（随意契約）	8月下旬

13 その他留意事項

- (1) 選定結果について、異議を申し立てることはできない。
- (2) 提出書類は、本業務以外の目的には使用しない。
- (3) 提出書類は、本業務の審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。なお、本業務の契約を締結した後、作成した複製は破棄するものとする。
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、焼津市から入札参加資格停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (5) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本要領で定めるもののほか、焼津市契約規則を準用する。

14 本業務に関する問い合わせ先

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎 6 階
 焼津市経済部 商工観光課 まちなか活性化推進室 担当：名木、片岡
 電話：(054) 626-1175 FAX：(054) 626-2194 電子メール：shoko@city.yaizu.lg.jp